

3 三郷の下層民

無宿・野非 都市下層民の最も下層を形成していた人々に無宿・野非人・非人がいた。これらの人々は正人・非人 規の都市住民ではなく、特に無宿・野非人は流民とも呼べる人々であり、さらに非人は全く別社会を形成していたが、さまざまな機縁によって都市を生活の場としていた。

無宿には(一)縁者がいる、(二)日々労働に従事するが、一部物乞いをした、(三)戸籍がない、(四)長町の木賃宿に常泊するという特徴があった。これに対し野非人には(一)縁者がいない、(二)古い着衣、古い笠等を身に着けている、(三)物乞いのための椀を持つ、(四)戸籍がない、(五)住居または宿を持たないという特徴があった。

一方非人は、(一)仲間組織(四ヶ所仲間・垣外仲間)に属し、(二)戸籍(非人人別帳)があり、(三)三郷隣接の村々の中に居住地(四ヶ所・垣外)が指定されていた。そのうえ四住宅に大きな規制があった。例えば非人の小屋は一軒一間^まで四畳半から六畳程度の広さ、屋根は藁葺、表戸は筵(蓆張り)で、一棟二、三戸の集合住宅の場合でもやはり各戸一間であった(『道頓堀非人関係文書』)。また三郷各町および富裕な商家に派遣されていた垣外番の小屋は黒塗りの板造りで、五、六尺四方の、人間一人がやっと入れるだけの極めて狭いもので、町家の軒下に造られていた(『守貞漫稿』『語句通風詞』)。

農村の非人番の場合は、津之江村(高槻市)の例でいうと、寛延二年(一七四九)の非人番への申渡しに「小家ハ堀間^まにて土間」にすること、「表ニ半間^まの戸口」を付け、「筵の戸」にすることとあった(『高槻市史』)。

以上のように、四ヶ所の非人住宅と、農村の非人番の住宅はほぼ共通のイメージがあつたが、垣外番の小屋は住宅と呼べるものではなかつた。

今日なお十分にはわかつていながら、髪型にも規制があつた節がある。例えば垣外番の場合は丸髪であつた(『語句通風詞』)。丸髪は当時の女性の一般的な髪型で、男子は月代^{さがつき}を剃り、髪を結つたが、垣外番は一見してわかるように女性の髪型を強いらしていた。江戸では、享保の改革で非人斬髪令が出されたが、その斬髪を後頭部で髪に結うと丸髪のようになるから、斬髪または丸髪は四ヶ所の非人男子の髪型だった可能性もある。

無宿人と長 无宿人は三郷の内には定住できなか
町木賃宿 つたが、わずかに一夜の宿を借ること

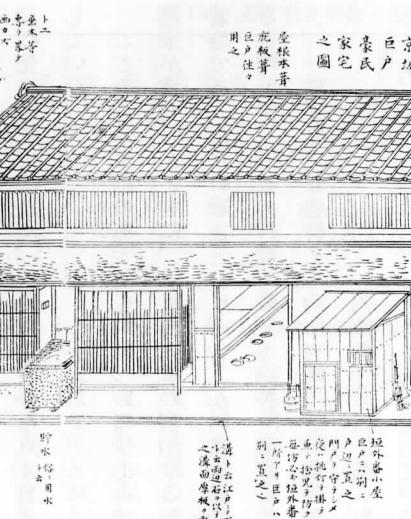


図 51 堀外番の小屋(守貞漫稿)

所限りの営業権は、町相互で交渉し、合意成立後
軒の営業を認め、道頓堀宗右衛門町に一三軒(ただしこれは安井九兵衛にその権利を与えたもの)、道頓堀立慶町に六三軒、長町一丁目に一三軒、長町二丁目に一七軒と、四町それぞれの所限りの営業として認められたものであった。

所限りの営業権は、町相互で交渉し、合意成立後

表 136 長町木賃宿数・部屋数・宿泊人明細

町名	宿数	部屋数	宿泊人			
			米踏人・労働人	浜立女	袖乞	計
6丁目	1	30	40	20	0	60
7丁目	12(※)	320	290~293	35~38	58~61	383~392
8丁目	13	385	372~376	18	163~167	553~555
9丁目	12	299	333	34	0	367
合計	38	1034	1035~1042	107~110	221~228	1363~1374

備考: ※印のうち軒は旅籠を兼ねる。『木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上』(大阪商業大学蔵)により作成。

木賃宿の数は六丁目から九丁目までの四丁に三八軒、部屋は一〇三五室、部屋の広さは二畳余である。分銅屋に泊まつた弥次郎兵衛・喜多八は、六畳の合部屋に三人泊まりとなつた。木賃宿の場合一部屋が二畳というのだからいかにも狭い。先の見聞記は三畳敷としていたが、この上申書の方が正確であろう。宿賃は、一夜布団一組付きで五四文、一人増すと一〇文の追加料金を徴収され、布団の追加も同じく追加料金を取られた。やはり見聞記より高い。

この三八軒の宿泊人を示したのが表136であるが、その総人数は一三六〇人前後である。しかし、上申書の末尾には人数はおよそ一四〇〇人で、さらに他国者で内々の一夜泊まりの者が二〇〇人あるとあって、合計一六〇〇人前後が宿泊していた。部屋数は一〇三五室であるから、二畳の部屋に二人以上泊まる場合も多かったようである。事実すでに紹介したように部屋代や布団の追加料金の規定があることもこのことを裏づけている。

次に宿泊人の渡世をみると、袖乞は乞食、浜立女は売春婦、米踏人・労働人は文字どおりの労働者であった。袖乞は宿泊人の一割半くらいで、町家より米錢を乞う人々で、米錢を得た場合はここに泊り、収入がないときには橋の上や浜納屋の床下に寝た。浜立女は惣嫁ともいい、一一〇人前後、

町奉行所へ届け、承認を得ることによって移動が可能であった。寛政三年(一七九一)当時、木賃宿の所在地は先の四町ではなく、長町六丁目から九丁目までの四町になつていた。所限りの営業権を持つ町数は変化していない。

ここで、木賃宿のあつた長町について少しみておこう。長町は紀州街道が三郷に入る入口に当たり、人の往来が激しいとともに、遠来の人々の宿泊する場所でもあった。そのような条件から、長町は三十石船の発着地であった八軒家とともに、古くから旅籠屋株が認められていた地域であった。『石丸石見守に書上げたる各町年寄・人数・戸数・職業等調査』(菊屋町文書)に

一旅籠屋

廿壱軒

内拾軒

長町

八間や

とある。この長町は七丁目・八丁目を指している。

文政十年(一八二七)の見聞記『浪花洛陽振』によると、木賃宿は長町の通りの裏にあって、長屋造りであつた。一部屋は三畳敷、宿泊料は鍋・釜・布団一組付きで一夜二八文から四〇文、食事は自炊または外食であった。そのため薪が四文、かつぶしが二文で、单身者が自活しやすいようになつていていた。市中に住めば、借家を借りるにしても請人が必要であったが、長町木賃宿での宿泊であれば、その必要もなく、一夜泊まりの形をとりつつ、実質的には定住することができたのである。

右の見聞記より約三〇年前の寛政三年当時の長町の木賃宿の様子を『木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上』(大阪商業大学蔵)という宿屋自身の上申書によって具体的にみていく。

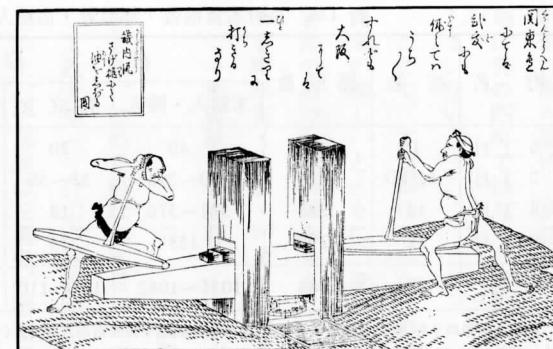


図 52 油を絞る人足（広益国産考）

全体の一割弱で、浜（川岸）の土蔵や材木の間に立つて客を待ち、浜納屋（土蔵）の床下を専ら利用し、客一人で三三文を稼いだといふ『守貞漫稿』。これは一夜の泊まり賃に等しい。この袖乞・浜立女は野非人に近い存在であった。しかし宿泊者の多数、七割以上は米踏人、労働といわれる人々、すなわち搗米屋・酒造屋へ日雇働き、歩行荷物持や、絞油屋等へ働きに出る人々で、決して無職無頼の人ではなかつた。『守貞漫稿』によると、土木関係の手伝人足の賃銀は自炊で一日二八〇文、鳶人足の場合は一日三〇〇文だったといふから、米踏人・労人もほぼ同程度のものだつたであろう。

三郷の絞油業は、近世初期以来大坂ばかりでなく、江戸・京都の需要も賄う巨大産業の一つであり、こうした労働の存在は不可欠のものであつた。江戸の人足寄場の中で最も激しい労働がやはり油絞りであつたが、搗米・酒造とともに激しい肉体的労働を必要とするものであつた。

宿主はこれらの宿泊人をこの三商売に紹介し、世話料・口銭を得ていた。幕末になると、長町の木賃宿同様の商売をする者が、市中や町続き在領の旅籠屋、あるいは奉公人口入・煮売屋等の中に広範に現れ、または裏借家に座敷貸しの形で無宿人を散乱させることで、治安上からも見過ごすことのできないことであつた。そのため、奉行所はこのような人足溜を指定して取り締まりの強化に努めた。

野非人と幕府の対策

野非人は実態の上からみても乞食であつた。彼らはさまざまな事情からその出生地・居住地を出奔、または追放され、食を求めて流浪し、大都市大坂に流入した人々であった。野非人は納屋下や橋下に住んだり、川端や家々の端に小屋を建てて住んでいたところから、「往来の非人」とも呼ばれていた。これらの野非人や無宿が大坂周辺に目立ち、幕府が対応策を取り始めたのは寛文年間であった。先にみた木賃宿の設置がこの時期であり、野非人の狩り込みも寛文十年（一六七〇）に初めて行われた。この年高津宮裏に二カ所の御救小屋が建てられて、市中の野非人が収容された。このとき対象となつた野非人の全体数や、その中で御救小屋に収容された人数など、野非人対策の全体像は不明であるが、御救小屋といふ名からも推測されるように、野非人の中でも幼年や老年の者、病人、労働能力を有しない者が収容者の中にあつたであろう。壯健な野非人は、次に示す延宝三年（一六七五）の例と同様、市中から追い払われたものと考えられる。

延宝三年の野非人対策は、大坂側には史料がなく、『松山町鑑』にわずかに散見する程度であるが、同書に「同年大坂より国々への非人在所御帰し成され候内、九州方え御送らせ成され候非人の内」とあって、野非人は出生地へ強制送還されたのである。おそらく市中や周辺で狩り込まれた野非人のうち壮健者がその対

象となつたのであらう。

貞享元年（一六八四）には大規模な往来非人の狩り込みが行われた。このとき一斉に捕縛された野非人は六二三人で、それが四つに分割され、「四ヶ所」の非人垣外（非人村）に一五三人ずつが割り当てられた。このため各非人垣外では、居住地の拡張と新しい小屋の建設が行われ、町奉行所からもそのために若干の資金が支出された。各垣外は從来の居住地の隣接地に新しい小屋の用地を求めたが、天王寺垣外ではその余地が全くなく、少し離れた毘沙門池の淵に居住地が造られた。受け入れる四ヶ所の側が、土地と小屋を拡張しなければならなかつた点は注目すべきであろう。道頓堀垣外に割り振られた一五三人は以前から同垣外の支配下にあった往来非人たちであり、他の垣外も同様であったとみてよいであろう。このことは、この時期すでに四ヶ所の垣外は飽和状態であつたため、垣外仲間が市中や隣接地に拡散しはじめていたことを示しているが、町奉行所は彼らを本来の居住地である四ヶ所の垣外に閉じ込める強行策をとつたのである。

元禄四年（一六九一）にも市中の野非人一二六〇人が調べられ、その収容のため瓦土取場に小屋一三二軒が建てられた。この小屋は一間に一間半、三畳敷ほどの狭いもので、一畳に一人と計算しても最大三七〇人程度の収容能力しかなかつた。おそらく収容者の中心は老人や幼年者で、壯健な者は市中追い払いになつたと考えられる。やはり野非人は市中から追い払うという從来の方針が堅持されていたのである。天和四年の例のように、すでに垣外の支配下にあつた野非人の非人仲間への繰り込みですら、四ヶ所の居住地を拡張しないでは実現できなかつたため、むやみに非人居住地が広くなり仲間の勢力が大きくなることを町奉行所は避けたのであらう。後に詳しく述べるが、四ヶ所の非人仲間は大坂市中各町の住民から与えられるさまざま

な喜捨によつて生活する「町抱え」の状態にあつたから、四ヶ所の恒常的な人口が増大すればするほど市の負担も増加し、市中と四ヶ所の対立を深める危険性を持つていたからであつた。

おこし奉公人

享保四年（一七一九）九月、大坂町奉行所は野非人対策の一環として「おこし奉公人」制度を採用した。同年十月、おこし奉公人について指示した阿波藩の法令には、

大坂において順礼・伊勢参りの類、その他宿なし者行き詰り、非人にも成るべき体の者、又は非人等在所へも帰りがたく、奉公ニ出たきの旨望む者、奉公人ニ仕立て出し申儀、飢にも及ぶべき者のためには宜敷儀候あいだ、右の類ハおこし奉公ニつかまつり申すべく候。

とあつた。いうところは、順礼・伊勢参りの類や無宿人で生活に行き詰まり野非人に転落しようとする者、あるいは野非人で郷里へ帰れない者、これらの中で奉公を望む者を、奉公人に仕立ててしかるべきところへ出してやることは飢にも及ぼうとする者のためによろしいことであるから、右のたぐいの者はおこし奉公人に仕立てよといふのである。おこし奉公人制度の採用は、西国諸藩における恒常的な高い奉公人需要を背景としていたが、大坂市中および周辺に滞留した野非人の数が無視できない状態となり、単に市中追い払いだけでは解決できない段階に達したことを物語ついていた。野非人のうち壮健者で奉公する意志のある者を西国に送ることは、野非人対策と、西国の奉公人需要の両方の要求を満たす一石二鳥の方策であつた。

町奉行所では、三名の町人を「おこし奉公人入口」（口入人）に任命し、この口入人に奉公希望者を同伴させ、町奉行所で確認の上奉公に出す方式とした。このとき受け入れ側の藩の藏屋敷大坂留守居の証文を必要としたのである。

表 137 諸国に出されたおこし奉公人数		
年	次	人 数
享保	5 (1720)	9
	6 (1721)	2
	7 (1722)	109
	8 (1723)	125
	9 (1724)	187
	10 (1725)	289
	11 (1726)	252
天明	2 (1782)	1
	3 (1783)	4
	4 (1784)	10
	5 (1785)	3
	6 (1786)	2
文政元	2 (1818)	6
	3 (1819)	5
	4 (1820)	
	5 (1826)	
	6 (1827)	
安政	2 (1828)	
	3 (1855)	
	4 (1856)	
	4 (1857)	

備考：牧英正「おこし奉公人一大坂の非人と江戸の非人」による。出典は享保年間は『松栄挺書』、天明年間は『松平石見守殿御初入ニ付差出覚書』、文政元年以降は『手鑑』である。なお空欄は人数不明の年次。

こうして発足したおこし奉公人制度は、牧英正の調査によると、表 137 のように享保五年から安政四年まで存続したことが判明している。享保七年から一年の間は、毎年一〇〇人から三〇〇人近くのおこし奉公人が諸国に送り出されており、この制度は野非人の解消という点では大きな役割を担ったと考えられる。しかしこの制度の消長の具体相については、なお今後の研究にまたねばならない点が多い。

享保飢饉と救恤の基本 享保十三年（一七二八）飢饉のとき、市中には六〇〇〇人の乞食非人があふれたが、このうち二〇〇〇人余は四ヶ所長吏支配下の小屋住みの者で、残り四〇〇〇人は野非人であったといわれている。

このとき幕府がとった対策は、「御救米」の放出や、豪商や町中による町方施行の奨励であったが、その対象はその日暮らしの下層の町人で、彼らが袖乞（野非人）に転落するのを防止するところにねらいがあった。この町方施行によって、新たに市中から野非人が発生するのを防ぎ、同時に外部から三郷に流入した野非人が町々に滞留することを許さず、壯健な野非人は即座に市中から追い出され、おこし奉公人として西国へいわれている。

に送るというのが幕府の方針であった。病人や歩行もままならない者に限って町に扶養させ、回復をまつて立ち去らせることとしていた。これがその後の幕府の救恤の基本となつた。

高原溜

先に触れたように、平常のときは行き倒れ人はその町方で扶養したが、野非人の方では富裕な町を選んで倒れたり、養生中に色々とわがままをいつたり、立ち去るときに錢を要求するなど不届きな態度が目立ち、このため行き倒れ非人の町方扶養は町人に不評であった。このような訴えを受けて、町奉行所は安永二年（一七七三）、従来の町々による扶養を廃止し、行き倒れ非人を収容する小屋（中央区谷町六、七丁目）に設けた。当初は粥・油・薬は公儀の負担、小屋の建設費・番人賃金・駕籠代（病人の町からの輸送費）・筵代は三郷の負担となっていたが、天明四年（一七八四）、粥代は行き倒れ人のあつた町が負担することに改められた。高原小屋の番人は当初から四ヶ所から出した。こうして、健康な野非人は町中にはし奉公人に出す、行き倒れ非人は高原小屋に送り回復を待つて追放する、高原小屋は四ヶ所の長吏が管理する置かず追放するか、おこるという三郷の野非人対策が制度化されたのであった。

4 四ヶ所の形成と組織

四ヶ所

大坂では非人や非人仲間を指して、四ヶ所とか四ヶとも呼んだが、四天王寺に付属した四箇院（悲田院・施薬院・敬田院・療病院）の旧地に最初の乞食仲間の居住地が作られたためこのようないびかたが生まれたとも、また非人の居住地が天王寺・鳶田・道頓堀・天満の四カ所にあつたためこう呼ば

表 138 長吏小頭人数		
垣外名	長吏	小頭
寺田	1	7 (他に小頭伴 1)
堀	1	7
満	1	7
原	0	6
		4 (他に小頭伴 2)

備考：1) 天王寺には長吏善助の次に伴久右衛門とあって、長吏見習中と推定される。
2) 天王寺・高原の小頭伴も父の小頭役の見習中と考えられる。
3) 『町奉行所旧記』(大阪市史編纂所蔵写本)により作成。

四ヶ所のうち、天王寺垣外（悲田院）が最も早く成立した。文禄三年（一五九四）の天王寺村の検地でその屋敷地が除地（免税地）として与えられた。次いで鳶田垣外が慶長十四年（一六〇九）に成立した。鳶田垣外の屋敷地は天王寺村と今宮村の境で今宮村の中にあつたが、支配は悲田院とともに、天王寺村の庄屋によって行われた（悲田院文書）。元和八年（一六二二）下難波村の中に道頓堀垣外が成立し、最後に寛永三年（一六二六）川崎村の中に天満垣外が成立した（悲田院文書）。垣外の屋敷地は、鳶田・道頓堀・天満とも村内の荒地を除地として与えられたものであった。

当時三郷や周辺農村に触れ出されたさまざまな法令は、町人や農民を対象とした身分法であり、対象外の非人には適用されなかつた。非人社会は町人社会・農民社会とは異なつた独自の社会と組織を形成していたのである。垣外の構成員は長吏を頭とし、小頭（組頭）・若キ者からなつてゐた。若キ者は弟子を抱えており、その弟子の中から選び出されて三郷各町に派遣されていたのが垣外番で、この弟子・垣外番は垣外の準構成員ともいえた。

各垣外に長吏・小頭がどのくらいいたのであらうか。文化期（一八〇四—一八）ごろの人数を表138に示したが、長吏は各垣外一名、小頭は天王寺・鳶田・道頓堀の三垣外が各七名で同数、天満だけが一名少なくて六員ともいえた。

名である。これは各垣外の構成員数の反映であろう。高原には長吏はないが、小頭が四人もいた。長吏・小頭は町奉行所の御用（公役）の関係で名前が載せられているのであり、したがつて高原にも小頭の背後には町奉行所御用を勤めうる一定数の非人集団があつたのであらう（『町奉行所旧記』）。

長吏は垣外の統率者で、血縁者による世襲が原則であった。長吏には長吏徳分（得分）があつた。元禄六年（一六九三）、道頓堀垣外長吏根治右衛門は、五年前元禄二年、九歳で父の跡を継ぎ、そのとき父の多額の借財を引き継いだ。しかし、この年までに全額返済ができず、以後一〇年間に長吏徳分をもつて返済するよう命ぜられ、一〇年後の元禄十六年にこれを完済した。借財の総額が不明なので、長吏徳分がどの程度のものか判明しないのが残念である。

垣外には、二老という役職も見える。これは道頓堀垣外独特の役職であつたようである。道頓堀垣外では、正保二年（一六四五）には年寄が二名いたが、万治元年（一六五八）に二老といふ肩書がみえ、人数は一名であった。このころからこの呼名が生まれたようである。この役職は常置のものではなく、適切な人物がいた場合に置かれたようである。例えば元禄六年新たに二老に任命された組頭権兵衛の場合は、長吏与右衛門の子根治右衛門が幼少のため成人するまでの間、公儀御用は権兵衛に勤めさせるが、組頭の今まで御用を勤めたのでは渡世もしがたいので二老役をつけ、二老徳分を取らせるということであつた。この例によると、二老といふのは、長吏に次ぐ役・地位で、長吏の代行を成しうるものであつた。そして、二老徳分というその地位に付属した配分を得ることができたのである。この権兵衛の例のように、新たに二老の補充や任命をする際には、組頭の内から選ばれた。そして一度二老に任命され、事故なく勤め通す

れたともいう。

四ヶ所のうち、天王寺垣外（悲田院）が最も早く成立した。文禄

三年（一五九四）の天王寺村の検地でその屋敷地が除地（免税地）と

して与えられた。次いで鳶田垣外が慶長十四年（一六〇九）に成立

した。鳶田垣外の屋敷地は天王寺村と今宮村の境で今宮村の中にあつたが、支配は悲田院とともに、天王寺村の庄屋によって行われた

（悲田院文書）。元和八年（一六二二）下難波村の中に道頓堀垣外が成立し、最後に寛永三年（一六二六）川崎村の中に天満垣外が成立した（悲田院文書）。垣外の屋敷地は、鳶田・道頓堀・天満とも村内の

との二老役も世襲されたのであった（道頓堀非人関係文書）。

組頭（小頭）・ 組頭は、町奉行所や庄屋の文書では、多くの場合小頭とも書かれていた。組頭の数はすでに触れたように各垣外六、七名であったが、組頭にも得分があった。この役も原則として世襲された。

若キ者は垣外の一般構成員で、組頭の下に何組かに組織されていた。道頓堀垣外では、元禄二年に若キ者全員が言上書を提出するという珍しい事件があつたが、署名者は五二名であった。また天王寺垣外の場合、天明年中の若キ者は七〇軒であった。若キ者でも、役（町奉行所御用等）を負担する者としない者との区別があつた。例えば天王寺垣外では、以前は一一〇軒あつたが、享和四年（一八〇四、文化元）には七〇軒ほどに減少し、そのうち出役または家並錢を出す家（以下役家とする）が五〇軒、残り一〇軒は、後家・隠居・家督なき者などとなっていた。

後家が役家から外されているように、役を負担するのは男子で、天王寺垣外の場合一五歳で役につき、六〇歳まで勤め、六一歳以上は老分と呼ばれ役負担がなかつた。若キ者が老分になると、一種の世話役になり、若キ者集団の運営を助けたようである。若キ者・老分の区別は年齢・役負担・集団内の地位に及んでいたから、四ヶ所の組織の基本的な性格は、年齢階梯組織であつたと考えられる。ちなみに天王寺垣外では、寛政元年（一七八九）、一五歳から六〇歳の男性は七五人、老分は九人であった。

役家には月行司が置かれており、相当自主的な運営が行われていた。月行司は、同一の権利や義務を持つ構成員の中から、構成員関係の事務や経費計算等を処理するため、月番制による担当者である。

弟子・垣外番 長吏、組頭・若キ者は弟子を抱えていた。弟子は「抱之弟子」または「抱弟子」と呼ばれ、三郷の町々および富裕な商家に派遣されて垣外番を勤めたものである。例えば、天保五年（一八三四）および七年の盜賊差し押さえの褒賞記録から各垣外の例を抽出すると、次のとおりである。

阿波堀町垣外番

道頓堀長吏下若者五作弟子

南浜町垣外番

天王寺長吏下若キ者卯助弟子

堂島新地一丁目垣外番

鳴尾町垣外番

天満長吏下若キ者八郎兵衛弟子

長兵衛

以上の各町の垣外番はいすれも若キ者の弟子であつた。

垣外番は、非人番とも呼ばれていたように、昼番・夜番という番をしながら野非人や盜賊等が町内に侵入するのを防止するのが、最も中心的な業務であった。またこのほか町内の掃除なども行つていた。

「御中」と 各垣外には「御中」（または単に「仲」と呼ばれる執行部があつた。「御中」は「御仲間」の略称と考へられるが、長吏・組頭で構成されていた。御中は、垣外居住者の人別・宗旨の把握はもちろん、公儀法度や仲間法度（垣外の慣習法・申合）の違反者の処罰、あるいは町旦那株帳の管理、仲間間

の紛争処理など垣外に関するすべてのことを支配した。

一垣外の「御中」で処理できない問題や四垣外にかかる問題の処理のため、高原に四ヶ所の長吏・組頭で構成された会所が設けられていた。その設置時期は明らかでないが、高原には寛文年中（一六六一—一七三）から非人の御救小屋が置かれており、その小屋の世話・管理等で相当早くからここに会所的な機能を持つたものが作られていたと考えられる。

非人の公務

四ヶ所仲間は、京都や堺同様幕府権力による取り締まりの手先に使われた。大坂では、四ヶ所は主として町奉行所の「町廻方」「盜賊吟味役」に属して、密偵や犯人探索・逮捕等に使役された。こうした町奉行所御用は長吏・小頭・小頭・若キ者が勤めたが、三郷以外の遠隔地に出張して御用を勤めるときは、彼らの指揮下に在方の小頭・非人番も動員されることがあった。犯罪人の処刑の場合は四ヶ所は犯人の警固や刑場の守衛等の下働きをしたが、断罪役は渡辺村が勤めており、行刑役には、穢多身分と非人身分の役割が巧妙に組み合わされていた。四ヶ所仲間ではこうした御用を勤めることを笠に着て、町民や村民に横柄がましく振舞うことを禁止する申し合わせを何度も行つており、公務の遂行は権力への奉仕であり、庶民との対立を深める一面を強く持つていた（『町奉行所旧記』『悲田院文書』）。

四ヶ所の収入

四ヶ所の収入は、（一）町からの諸収入、（二）村方の非人番の上納金、（三）労働による諸収入、（四）代官所からの手当からなっていた。これらのうち、町からの諸収入が中心的なもので、非人番からの上納金も大きな比重を占めていた。同時に額はたいしたことではないが、労働による収入、代官所からの手当も非人身分という性格から決して軽視できない点を含んでいた。

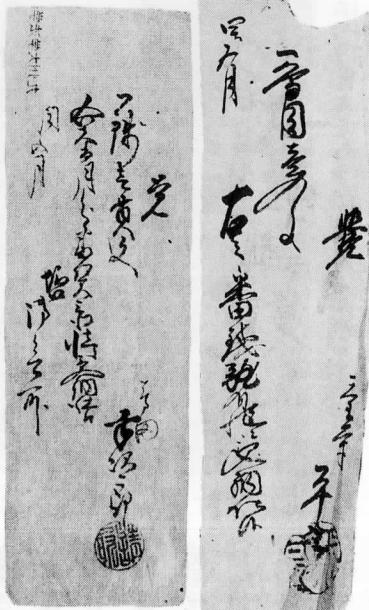


写真 175 垣外番貨受取証
(塩町四丁目文書)
九州大学法文学部蔵

町からの 諸収入

明治四年（一八七一）三月、大阪府は四ヶ所に対する町の出錢に関する布告で大意次のように述べている。四ヶ所長吏は盜賊方に付属し、町人が志次第に施物を与えてきた。市中取り締まりのために召し使うのだから、市中から出金するのは当然であるが、四ヶ所の長吏が直接施物を貰いに行っていたから弊害が生じた。それで、今般町々が個々に施物を四ヶ所へ直接与えてきた従来の方式を改め、すべての町から集錢し、それをまとめて四ヶ所の給料にする方式に改めると述べている。この布告の中に、実は近世の四ヶ所と大坂三郷の町々との関係がみごとに要約されていた。町奉行所の盜賊方に属し、盜賊探索などの手先に使われ路銀等の必要経費と褒美程度の臨時の手当はあつたが、生活を支える固定的な給与の支給はなく、専ら町々の施しによって生計を維持する「町抱」が、近世大坂の四ヶ所非人の経済生活面での最も大きな特徴であった。町抱は、定抱とも呼ばれたように、一つの町と関係する垣外は決まっていたのである。

四ヶ所には三郷各町から毎年十月から正月にかけてさまざまな奉加物（節季候・布施米・四ヶ所札その他）が与えられ、かつ町人・借家人の吉凶の際には祝儀・志が与えられた。また町に雇われていた垣外番には、月々垣外番貨が

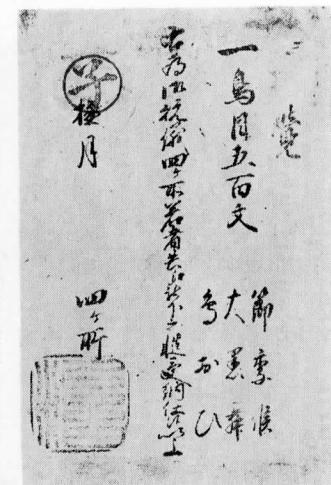


写真 176 布施札

支給され、垣外番、若キ者及び弟子が結婚や葬式、あるいは宮参りの付き添いなどの町内の用に使われた場合はその費用が支給された。この町から四ヶ所への支出額は、明治二年ごろ道修町三丁目の場合についてみると、総額は錢で三三七貫八四〇文、白米にして三石五斗であった。このうち奉加物が一五八貫文でほぼ半額を占め、吉凶祝儀・志は六貫四〇〇文で意外に少なく、垣外番貨は三〇貫文であった（同町『諸事書上帳』）。道修町三丁目の額をすべての町に当てはめることはできないが、一町平均二石としても、三郷全体の町数は六〇〇余町であったから、年間一二〇〇石を上回る莫大な支給額であった。

奉加物の一つに布施札（四ヶ所札）があった。幕末のものを示すと、次のとおりである。

覚

一 鳥目五百文

大黒舞
鳥おひ

節季候

子 極月

四ヶ所印

右為御祝儀・四ヶ所若者共江被レ下候。慥受納仕候。以上

この木版刷りの札の文言にも「四ヶ所若キ者共」とあるように、若キ者がこの札を年末に三郷各町の家々に配り、米錢を受けたのであった。『守貞漫稿』には「今世大坂にては四ヶ所長吏部下の者得意の町あり。其中以上の民戸より錢四、五百文与う時は下図の札を報う」とあって、町の中以上の家から受納したとしている。しかし幕末には各町でもほぼ町の全戸からもらっていたからこの布施札による集錢高は大きかったと思われる。四ヶ所札は高原に四ヶ所が集まり、分け持つて刷り上げ、配分したものであった（『攝陽奇観』）。

次に垣外番貨をみると、順慶町一丁目では、寛政二年に月に錢一貫二〇〇文（年一四貫四〇〇文）、同二丁目では、天保十年（一八三九）に一貫八〇〇文（年二一貫六〇〇文）であった。明治二年（一八六九）ごろの道修町三丁目では前記のように年額三〇貫文であった。町により多少の相違はあったようであるが、だいたいの相場は決まっていて、それも時代が下るにつれてしだいに増額されていったことが推定される。

最後に吉凶祝儀・志をみると、その内容は表139に掲げたように、町の人々の人生の通過儀礼と営業上の祝い事には、ほぼ全面的に祝儀・志が出されている。四ヶ所は若キ者が窓口になってこれを集めていたが、「年寄成」など特定の場合には直接四ヶ所へということになっていた。吉凶の祝儀・志は、町の居住者が心付けとして与えるものであり、当該居住者と四ヶ所との相対で授受が行われるのを原則とし、表面には出ない性格のものであった。しかし天明年中（一七八一十九）ごろから町式目に垣外の祝儀が記載されはじめ、さらに時代が下ると独自の支給基準を作る町も出てきたが、これらは垣外番や若キ者のねだりを規制するためであった。

さらに四垣外及び高原等の人々が渡世としたものに米仲仕の下働きがあった。中井竹山の『摂都風俗志』(別名『大坂風俗志』)に米問屋の使う仲仕(上仲仕・下仲仕)の「又その下に小屋持の非人を下働きさせることなり、此非人の数も二、三千人はあるべきか」とある。竹山は文化元年に没しているから、これは十八世紀末ごろの様子を述べたものとみてよいであろう。寛政元年(一七八九)の四ヶ所の人口は一一五八人であるから、人数の上では相当誇張されている。悲田院文書の中に、宝永六年(一七〇九)のもので、浜働きについての連判と判断できるものがある。ここには、五五名が印を押しているが、四垣外と高原・玉造(御教小屋か)の非人の名が出ていて、高原は五五名中一二三名もあり、大きな集団であった。

この浜働きについては、このほかのことは一切不明であるが、十八世紀初頭から竹山の時期まで少なくとも続いていたと考えられ、非人仲間の労働・収入としては重視すべきものであろう。また竹山は蔵屋敷に多数の非人体の者の女房や娘が駆けつけ、こぼれ落ちた米を砂とともにかき集め、ふるいにかけて米をとるが、

表 139 吉凶祝儀・志の内容と受領者

受領者	名 目	請 取 書
		四ヶ所の請取書
四ヶ所	年寄成	四ヶ所の請取書
	角力勘進元成	四ヶ所の請取書
	傾城并茶立女等請出、立銀、番船(発見した者一割、残りを四ヶ所で分割)	四ヶ所の請取書
若キ者	普請棟上、家移り、店出し并看板出し、代判付并家守付、結納、結婚、岩田帶并平産初節句、髪置、袴着、かつき初メ、宮参り、入学、養子、本卦賀、帳切并名前替、角入、元服、藏元名前替、隠居、法体、株入、死去、年忌法事等	(札を交付か)

備考: 寛政4年(1792)の天王寺垣外の「覚」により作成。

非人番はさまざまに上納金を四ヶ所に納めねばならなかつた。その内容は、天保のころ、村掛かりとして(一)御用役錢——役に錢八貫文(一役は村の家数三〇軒から四〇軒)(二)内割——錢六から七貫文の二種類、(三)礼錢と称して寒暑みまい・吉凶祝儀料・鶏玉子・夜の蚊退治料など錢四から五貫文、そのほか四ヶ所から与えられた番人給物(番人給米・正月もの・神事もの・節季もの)の十分の一の上納の四種類であつた。最後の十分の一の上納は、在小頭支配の者は長吏へ一割、在小頭へ三割、直場の者は長吏へ二割といふ基準が決まつてゐた。この上納金の総計は、摂津・河内両国で年合計銀六〇貫目余となつたといふが、その納め方は、四ヶ所・非人番の間に「摂河勘定」と呼ばれる決済システムがあつて、年四回勘定が行われていた。四ヶ所に集められた上納金は、原則として四つ割にして各垣外へ配分された。

労働によ る収入

非人の渡世としては、三郷で古紙・古継布などを拾い集め乾かして売る「拾い屋」があつた。道頓堀垣外の場合は、一般人と交じって道頓堀墓所への墓道での水茶屋の経営にも当たつていた。いざれも享保初年には確認されるが、この両渡世は道頓堀垣外の例で、他にも各垣外に独自の渡世があつた可能性もある。

大坂の四ヶ所は、摂津・河内・播磨(一部)三国の村方の非人番を支配した。両者の関係をみると、四ヶ所共同支配の非人番と、直場の非人番の二種類があつた。

四ヶ所支配の非人番は、四ヶ所——在小頭——非人番という支配系列にあり、直場の非人番は、特定の垣外に直接支配された。摂津・河内両国の非人番はほとんどが在小頭を通した四ヶ所支配であったが、若干の非人番が直場であつた。例えば、寛政元年、天王寺垣外には、蛇草村(はぐくさむら)清右衛門ら二六カ村二六名が、直場の非人番として付属していた。

非人番はさまざまに上納金を四ヶ所に納めねばならなかつた。

その内容は、天保のころ、村掛けりとして(一)御用役錢——役に錢八貫文(一役は村の家数三〇軒から四〇軒)(二)内割——錢六から七貫文の二種類、(三)礼錢と称して寒暑みまい・吉凶祝儀料・鶏玉子・夜の蚊退治料など錢四から五貫文、そのほか四ヶ所から与えられた番人給物(番人給米・正月もの・神事もの・節季もの)の十分の一の上納の四種類であつた。最後の十分の一の上納は、在小頭支配の者は長吏へ一割、在小頭へ三割、直場の者は長吏へ二割といふ基準が決まつてゐた。この上納金の総計は、摂津・河内両国で年合計銀六〇貫目余となつたといふが、その納め方は、四ヶ所・非人番の間に「摂河勘定」と呼ばれる決済システムがあつて、年四回勘定が行われていた。四ヶ所に集められた上納金は、原則として四つ割にして各垣外へ配分された。

労働によ る収入

非人の渡世としては、三郷で古紙・古継布などを拾い集め乾かして売る「拾い屋」があつた。道頓堀垣外の場合は、一般人と交じって道頓堀墓所への墓道での水茶屋の経営にも当たつていた。いざれも享保初年には確認されるが、この両渡世は道頓堀垣外の例で、他にも各垣外に独自の渡世があつた可能性もある。

さらに四垣外及び高原等の人々が渡世としたものに米仲仕の下働きがあつた。中井竹山の『摂都風俗志』(別名『大坂風俗志』)に米問屋の使う仲仕(上仲仕・下仲仕)の「又その下に小屋持の非人を下働きさせることなり、此非人の数も二、三千人はあるべきか」とある。竹山は文化元年に没しているから、これは十八世紀末ごろの様子を述べたものとみてよいであろう。寛政元年(一七八九)の四ヶ所の人口は一一五八人であるから、人数の上では相当誇張されている。悲田院文書の中に、宝永六年(一七〇九)のもので、浜働きについての連判と判断できるものがある。ここには、五五名が印を押しているが、四垣外と高原・玉造(御教小屋か)の非人の名が出ていて、高原は五五名中一二三名もあり、大きな集団であった。

この浜働きについては、このほかのことは一切不明であるが、十八世紀初頭から竹山の時期まで少なくとも続いていたと考えられ、非人仲間の労働・収入としては重視すべきものであろう。また竹山は蔵屋敷に多く



図 53 米を拾う女（摂津名所図会）

その利益が大きいため株になつてゐるところとして指摘している。『日本永代藏』には二〇余年間筒落米を掃き集めて一大身代を築いた女性の話が出ており、また『摂津名所図会』にも米を掃き集める女性が描かれていて、竹山のこの指摘は興味深い。江戸においても「非人稼」と呼ばれる古木拾いや下水浚などがあり、大坂同様に実労働に参加していた。非人がこのような一般の実労働の一部を渡世とすることは、諸人の喜捨によって生計を営むという非人の基本的なありかたから外れているわけであるが、一面では非人の町人社会への進出と評価できよう。

代官所手当

すでに触れたように、四ヶ所へは官からの給与の支給はなかつた。町奉行所の御用勤めに対する褒賞は一時あつたが、恒常的なものではなかつた。ところが、天明八年（一七八八）八月、天王寺村・難波村を支配する谷町代官所に、天王寺・鳩田・道頓堀の三垣外の長吏・小頭が呼び出され、僅かではあるが、手当の支給を言い渡された。

これは四ヶ所が代官支配下の「村々手当者等」に働いたためであつたが、今後は年々鳥目三〇貫文を支給することも伝えられ、さらに遠国に派遣された場合はその経費も支給すると申し渡された。こうして四ヶ所を民衆取り締まりの手先として利用することが、町奉行所ばかりでなく、代官所にも広がつてゐた。

第五章 近世前期の文化

- 阪本平一郎「大阪市に於ける立売人の発生過程について」(『農業経済研究』11-1 昭和9年)
- 堺市立図書館編『堺研究』11 昭和54年
- 高槻市史編纂委員会編『高槻市史』2 昭和59年
- 津田秀夫『幕末社会の研究』 柏書房 昭和52年
- 平野郷公益会編『平野郷町誌』 昭和6年
- 古島敏雄『近世経済史の基礎過程』 岩波書店 昭和53年
- 森 杉夫「神尾若狭の増徴に対する農民闘争史料」(『近世史研究』42 昭和42年)
- 森 杉夫「神尾若狭の増徴をめぐって」(大阪府立大学『歴史研究』9 昭和40年)
- 山崎隆三編『依羅郷土史』 大阪市立依羅小学校創立八十五周年記念事業委員会 昭和37年

第4章 第7節

- 今井修平「近世大坂における御用瓦生産の実態」(『神戸女子大学紀要』19 昭和55年)
- 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』 岩波書店 昭和50年
- 小松和生「近世都市酒造業の経済構造一大坂三郷を中心としてー」(『大阪の研究』2 清文堂出版 昭和43年)
- 住友史室『泉屋叢考』7・8 (昭和31年)・19 (昭和55年)
- 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』 御茶の水書房 昭和51年
- 宮本又次他『大阪の商業と金融』 毎日放送 昭和48年
- 脇田 修『近世封建社会の経済構造』 御茶の水書房 昭和38年
- 小林 茂・脇田 修『大阪の生産と交通』 每日放送 昭和48年

第4章 第8節

- 井上正雄『大阪府全志』3 大阪府全志発行所 大正11年
- 内田九州男「江戸時代後期の非人の『公務』について」(『歴史科学』87 昭和54年)
- 内田九州男「大坂四カ所の組織と収入」(『ヒストリア』 115 昭和62年)
- 岡本良一・内田九州男『道頓堀非人関係文書』(上・下) 清文堂出版 昭和49・51年
- 岡本良一『乱・一揆・非人』 柏書房 昭和58年

- 岡本良一・内田九州男『悲田院文書』 清文堂出版 平成1年
- 大阪市役所編『大阪市史』1・2 大正2年
- 大阪府西成郡役所編『西成郡史』 大正4年
- 加島部落史研究会編『加島部落関係文書』 加島部落史研究会 昭和58年
- 北原糸子『『享保』飢饉と町方施行ー『仁風一覧』の社会史的意義』(『日本史研究』228 昭和56年)
- 更池村文書研究会編『河内国更池村文書』2 部落解放研究所 昭和49年
- 津田秀夫「後期封建社会に於ける平野郷町の人口の変遷」(『ヒストリア』2 昭和26年)
- 寺木伸明『近世部落の成立と展開』 解放出版社 昭和61年
- 平野部落史研究会編『やさしい平野部落の歴史』 大阪市同和事業平野地区協議会 昭和53年
- 松原市史編纂委員会編『松原市史』4・5 昭和49・50年
- 牧 英正「近世大阪市内における被差別部落の歴史」(『同和問題研究』33 昭和54年)
- 牧 英正「おこし奉公人一大坂の非人と江戸の非人ー」(『法と刑罰の歴史的研究』 昭和62年)
- 矢田部落史研究会編『矢田部落の歴史』 矢田同和教育推進協議会 昭和53年
- 高槻市史編纂委員会編『高槻市史』4(2) 昭和54年

第5章 第1節

- 石浜純太郎『浪華儒林伝』 全国書房 昭和17年
- 水田紀久『近世浪華学芸史談』 中尾松泉堂書店 昭和61年

第5章 第2節

- 桜井武次郎『元禄の大坂俳壇』 前田書店 昭和54年
- 諫訪春雄『元禄歌舞伎の研究』 笠間書院 昭和42年
- 平野郷公益会編『平野郷町誌』 昭和6年
- 中村幸彦『近世の小説』(『大坂の文学』 毎日放送 昭和48年)
- 前田金五郎「土橋宗静日記」(『船場紀要』7 昭和53年)
- 真鍋広济『未刊近世上方狂歌集成』 清文堂出版 昭和44年
- 水谷不倒『近世列伝体小説史』 春陽堂 明治30年
- 森 修『近松門左衛門』 三一書房 昭和34年

新修大阪市史編纂委員会

委員長 黒羽兵治郎
編纂主任 故岡本良一
委員 直木孝次郎 委員 小林茂
委員 上田宏範 委員 山中永之佑
委員 矢守一彦 委員 北崎豊二
委員 故三浦圭一 委員 小山仁示
委員 河音能平 委員 服部敬
委員 故原田伴彦 委員 武知京三
委員 津田秀夫 委員 内田勝敏
委員 有坂隆道 委員 橋本徹
委員 作道洋太郎 委員 広川禎秀
委員 福山昭 委員 故大月明

新修 大阪市史 第3巻

平成元年3月31日

編集 新修大阪市史編纂委員会

発行 大阪市

印刷 河北印刷株式会社

〒601 京都市南区唐橋門脇町28 電話(075) 691-5121

発売元 河北印刷株式会社

第3巻執筆分担

岡本良一(堺市博物館顧問)
第1章第1節1・2・3
第3節1・2・3
第4節1・2・3
渡辺武(大阪城天守閣)
第1章第2節1・2・3
第2章第2節1・2
矢内昭(大阪府立清水谷高校)
第1章第5節1・2
第3章第8節1・2・3
柚木学(関西学院大学)
第1章第6節1・2
第4章第2節1・2
中部よし子(神戸学院大学)
第2章第1節1・2・3・4
第3節1・2
第4節1・2
渡辺忠司(大阪市史料調査会)
第2章第5節1・2・3・4・5・6
第3章第9節1・2・3・4
木村壽(大阪教育大学)
今井修平(神戸女子大学)
第4章第3節1
第2章第6節1・2
第2章第7節1・2
第3章第7節1・2
第4章第7節1・2・3
第2章第8節1・2
第3章第6節1・2
第2章第9節1・2・3
第4章第8節1・2
牧英正(奈良産業大学)
第3章第1節1・2・3・4
第3節1・2・3・4・5・6
安岡重明(同志社大学)
寺木伸明(桃山学院大学)
藤田貞一郎(同志社大学)
第3章第2節1・2
第4節1・2・3・4
藤本篤(大阪市史編纂所)
作道洋太郎(近畿大学)
薮田貫(橘女子大学)
川島孝(島根医科大学)
宮本又郎(大阪大学)
森泰博(関西学院大学)
三浦俊明(関西学院大学)
福山昭(大阪教育大学)
内田九州男(大阪城天守閣)
水田紀久(金蘭短期大学)
森修(大阪市立大学名誉教授)
田中豊(大阪市史料調査会)
第3章第4節4
第3章第5節1・2
第3章第10節1・2
第4章第1節1・2・3
第4章第3節2・3・4
第4章第4節1・2
第4章第5節1・2・3
第4章第6節1・2
第4章第8節3・4
第5章第1節1・2・3・4
第5章第2節1・2・3・4・5
第5章第3節1・2・3